

あきる野市告示第156号

あきる野市税賦課徴収条例（平成7年あきる野市条例第36号）附則第25条の規定により、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、次のとおりとする。

令和2年12月1日

あきる野市長 村木 英幸



新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により、文部科学大臣が指定した行事とする。